

京都市地域公共交通計画協議会規約 新旧対照表

旧	新	備考
<前略> (会長及び副会長) 第4条 協議会に会長及び副会長を置く。 2 会長は委員の互選により定める。 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。 4 会長は協議会を代表し、協議会の会務を総括する。 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。 <中略> 附 則 この規約は、令和4年8月4日から施行する。	<前略> (会長及び副会長) 第4条 協議会に会長及び副会長を置く。 2 会長は委員の互選により定める。 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。 4 会長は協議会を代表し、協議会の会務を総括する。 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。 6 <u>第2項の互選により会長を定めるまでの期間は、京都市地域公共交通計画協議会事務局規程第3条第2項に定める事務局長が会長の職務を代理する。</u> <中略> 附 則 この規約は、令和4年8月4日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この規約は、令和8年6月22日から施行する。</u>	規定追加 施行日追加